

一般社団法人 再開発コーディネーター協会 再開発コーディネーター憲章

平成25年1月29日 第1回総会決議

わが国の都市の市街地環境は、住環境の悪化、災害危険、公共施設の未整備等の諸問題を生じています。このような状況に対処し、市街地の整備改善を図り、安全かつ住み良いまちづくりを行うことが、国民的重要な課題です。

市街地において再開発事業を円滑に実施するには、再開発に関する企画、計画、経営、法律、税務、評価、補償、設計、施工、管理運営等の諸分野の知識経験を持ち、それらを総合して事業実現に導く専門家の効果的な技術援助が必要不可欠です。また、都市・住宅等の行政上の要請や住宅供給事業者、ディベロッパー、テナント等事業に関係する人達の要望と関係権利者の利害を調整し、事業全体を組み立ててゆく推進調整業務は欠くことができません。

再開発コーディネーター（一般社団法人再開発コーディネーター協会（以下「協会」という。）の個人正会員に限る。以下同じ。）は、こうした業務に携わる専門家であり、再開発事業を実質的に推進する重要な使命を担っています。この使命を達成するため、再開発コーディネーターの総意に基づいてこの憲章を定め、良心に従い誠実に業務を遂行することを誓うものです。

- 1 再開発コーディネーターは、自らの業務を通して、都市再開発の円滑かつ広範な促進を図り、健全で良好なまちづくり及び都市環境の形成に努める。
- 2 再開発コーディネーターは、常に品位の保持に努め、再開発コーディネーター相互の名誉を重んじる。
- 3 再開発コーディネーターは、社会の進展と複雑多様化する再開発コーディネート業務に対処するため、常に専門家としての研鑽を積み、技術の向上に努める。
- 4 再開発コーディネーターは、法令を遵守し、再開発事業に係る関係者の権利調整に当たっては、公正かつ公平な立場を守り、誠意を持って業務を遂行するよう努める。
- 5 再開発コーディネーターは、依頼者の要請に応えるとともに、地域社会に対する公共・公益性に十分配慮し、業務を遂行するよう努める。
- 6 再開発コーディネーターは、業務内容並びに責任及び報酬について、関係者並びに広く一般の者の正しい理解と評価が得られるよう行動する。
- 7 再開発コーディネーターは、業務を引受ける際は、依頼者との間に明確な契約を行い、業務遂行上依頼者との間に齟齬をきたすことがないようにしなければならない。
- 8 再開発コーディネーターは、業務遂行に当たって必要な他の分野の専門家の協力を求め、お互いの業務の分担と責任を明確に合意した上で、相互の信頼を持って業務を遂行する。
- 9 再開発コーディネーターは、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 10 再開発コーディネーターは、協会の定款、規則、規程その他の定めを遵守するものとし、協会の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。